

コミュニティについて

地域政策課 2009.02.03

1 コミュニティ施策の目的

分権社会、少子高齢社会を背景に、薄れ行く地域社会の連帯感を回復するとともに、補完性の原理に基づき、新たな公の一部を担い、地域社会の再生を目指す。

平成14年、高松市連合自治会連絡協議会からの要望に応える形で、コミュニティづくり推進事業を開始。

・高松市地域コミュニティづくり推進事業の取り組み経過 … 別添資料①

2 コミュニティ，地域コミュニティ，地域コミュニティ協議会の定義，概念

■コミュニティ：居住地や関心を共にすることで営まれる共同体。

■地域コミュニティ：上記のコミュニティのうち特に地縁に基づくものをいう。

■地域コミュニティ協議会：地域住民による自主的なまちづくりを進める組織として、地域団体が連携する組織として各地で組織化されているが、本市では自治会を中心に各種団体やNPO、企業等による連携組織として位置づけており、その定義は、「地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを共通の目的として構成された集まりで、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤」である。

3 自治会と地域コミュニティ協議会の現状

(1) 自治会

自治会は、一定の区域に住む住民が共同生活を営む上で、世帯を単位として作られる任意の組織であり、当該区域の諸問題（公共私）に包括的に関与する。

本市の単位自治会は、平成20年4月1日現在、全市で2,611、自治会の加入率は70.2%である。

※本市の人口418,843人、世帯数17,1666戸、面積375.11㎡(H21.1.1現在)

各単位自治会は、それぞれ会則を持ち、原則的には小学校区毎に、単位自治会長によって構成する校区連合自治会を結成している(全46校区連合自治会)。

校区連合自治会の連絡調整組織として、高松市連合自治会連絡協議会が組織されている。

単位自治会の主な活動は、親睦、環境美化、防犯・防災など、単位自治会長によって組織される校区連合自治会は、主に住民と行政をつなぐパイプ役を果たしている。また、高松市連合自治会連絡協議会は、各連合自治会間の連絡を密にし、指導的立場で事業の推進を図っている。

(2) 地域コミュニティ協議会

地域コミュニティ協議会は、地域の課題を地域で主体的、自律的に解決する

ため、自治会を中心に各種団体やNPO、企業および個人等の連携組織として、地域において自発的に設立する公益性の高い任意団体で、自律的、民主的な、地域を代表する組織として、本市が認定をしている。現在、全44地域コミュニティ協議会がある（参考：地域コミュニティ協議会会長が校区連合自治会会長を兼務している地区 10地区）。

本市では、地域の裁量権を高め、地域みずからのまちづくりを進めるために、地域コミュニティ協議会に対し、各種団体への補助金等を一元化した「まちづくり交付金」を交付するほか、コミュニティ活動の拠点であるコミュニティセンターの管理運営を18年度より委託している（H19年度より指定管理者制度に移行。H20.4現在、36地区43コミュニティセンターの指定管理者として、非公募で地域コミュニティ協議会を選定。H21年度より新たに3地区3センターの指定管理者を導入）。

※地域コミュニティ協議会の構成員は、世帯単位ではなく、個人を基本としており、当該地域の全住民および法人等を想定している。

※認定根拠：高松市地域コミュニティ構築支援事業補助金交付要綱による。

・高松市地域コミュニティ構築支援事業補助金交付要綱 … 別添資料②

※組織に関する資料

・高松市コミュニティ協議会連合会会則 …………… 別添資料③

・高松市連合自治会連絡協議会会則 …………… 別添資料④

・自治会とコミュニティの関係性 …………… 別添資料⑤

※地域コミュニティ支援事業

ヒト、モノ、カネ、情報の4要素を考慮し、支援施策を展開。

・平成20年度地域コミュニティ支援事業一覧 …………… 別添資料⑥

・コミュニティセンターとは …………… 別添資料⑦

・コミねつと高松(地域コミュニティ協議会情報) …………… 別添資料⑧

4 課題

(1) 市民やコミュニティ側の課題

- 各地域コミュニティ協議会の事務局体制の充実・強化
- 各地域コミュニティ協議会の企画力、合意形成・調整能力（自律）
- 各地域コミュニティ協議会の部会活動の活性化

(2) 行政側の課題

- コミュニティ促進にかかる基本的な考え方の整理
- コミュニティセンターの整備
- コミュニティプランと総合計画の関係整理

など

5 自治基本条例における位置付け

市民が主体的なまちづくり活動を実践するにあたって、一定地域の連携組織として、地域コミュニティ協議会を設置することができることを規定することが必要だと考えている。

高松市地域コミュニティづくり推進事業の取り組み経過

年度	内 容
14	<p>9/6 連合自治会連絡協議会から「地域コミュニティ構築支援等に関する要望書」が市長、議長宛提出される。</p> <p>9/24 地域コミュニティづくり推進本部(本部長:助役, 本部長:部長級職員)を設置。コミュニティ支援策を協議。</p> <p><input type="checkbox"/>地域コミュニティ人材養成事業 ワークショップ4回対象84人(35地区連合自治会・行政職員), 実践成果報告会 約500人</p>
15	<p>市内35地区中, 13地区において地域コミュニティ組織立上げ。</p> <p><input type="checkbox"/>地域コミュニティ構築支援補助金 地域内における各種団体等の連携・強化の促進を図り, 自助・共助・公助の視点に立った地域みずからのまちづくりを推進するため, 地域コミュニティ組織に対し, 2年間, 20万円の補助金を交付する。</p> <p><input type="checkbox"/>地域まちづくりサポーター制度 職員の中から, 市民とともにまちづくりに取り組む地域まちづくりサポーターを認定(公募)。・認定状況:64人(13部局)</p> <p><input type="checkbox"/>まちづくりアドバイザー設置事業 地域コミュニティ組織に対して, プラン策定にあたっての方法, まちづくりの進め方, 問題点等の解決策等を専門家が支援する。・まちづくりワークショップ 4回 ・コミュニティペーパー作成研修 2回</p> <p><input type="checkbox"/>地域コミュニティ人材養成事業 ・ワークショップ4回 対象80人 ・実践成果報告会 参加者数500人</p> <p><input type="checkbox"/>地域説明会・市政出前ふれあいトーク</p>
16	<p>新たに14地区において, コミュニティ組織が構築され, 27地区となる。</p> <p><input type="checkbox"/>地域コミュニティ構築支援補助金 <input type="checkbox"/>地域まちづくりサポーター制度 ・認定状況:76人(13部局)</p> <p><input type="checkbox"/>まちづくりアドバイザー設置事業 ・まちづくりワークショップ 4回 ・コミュニティペーパー作成研修 1回</p> <p><input type="checkbox"/>地域コミュニティ人材養成事業 ・ワークショップ4回 対象75人 ・実践成果報告会 参加者数500人</p> <p><input type="checkbox"/>地域説明会・市政出前ふれあいトーク</p>
17	<p>新たに8地区において, コミュニティ組織が立ち上がり, 旧高松市域35全地区での組織構築が完了。</p> <p>9/26 塩江町と合併</p> <p>1/10 香川町・香南町・庵治町・牟礼町・国分寺町と合併</p> <p>合併町地区において, 地域コミュニティの中核となる連合自治会設立を働きかけ</p> <p><input type="checkbox"/>地域コミュニティ構築支援補助金</p> <p><input type="checkbox"/>地域コミュニティまちづくり活動支援事業補助金 コミュニティプランを策定した地域コミュニティ組織に対し, 3年間, 20万円の活動支援補助金を交付する。</p> <p><input type="checkbox"/>地域まちづくりサポーター制度 ・認定状況:79人(13部局)</p> <p><input type="checkbox"/>まちづくりアドバイザー設置事業 ・タウンウォッチング 1回 ・防災研修 1回 ・防犯研修 1回</p> <p><input type="checkbox"/>地域コミュニティ人材養成事業 ・ワークショップ4回 対象86人 ・実践成果報告会 参加者数500人</p> <p><input type="checkbox"/>地域説明会・市政出前ふれあいトーク</p>
18	<p>合併地区の2地区(川東, 大野)において, コミュニティ組織が立ち上がり, 37地区となる。</p> <p>地域コミュニティ組織に対する支援策を実施(合併町地区での地域コミュニティ組織の早期立ち上げを目指す)</p> <p>合併町地区において11の連合自治会が設立される。(塩江3, 香川3, 香南1, 庵治1, 牟礼1, 国分寺2)</p> <p>4/1~ 旧公民館41館を教育委員会から市民部に移管し, コミュニティセンターとし, コミュニティ活動の拠点施設として, 各地域コミュニティへ施設の管理運営を業務委託。</p> <p>5/29 高松市地域コミュニティ協議会連絡会設立。 各地区コミュニティ協議会の連携, 情報共有を図り, コミュニティの発展と地域みずからのまちづくりに資することを目的に組織。自主的なコミュニティに関する調査・研究を行うため, 研究班設置。</p> <p>8/10 コミュニティセンター1号館として「古高松コミュニティセンター」開館。</p> <p>12/18 コミュニティセミナー(コミュニティ関係者ほか 240名参加)</p> <p>1/10 コミュニティに関する市職員自主勉強会「座輪話(ざわわ)」立上げ。</p> <p>1/14, 2/6 合併町地区で相次いでコミュニティ組織立上げ。</p> <p><input type="checkbox"/>地域コミュニティ構築支援補助金 <input type="checkbox"/>地域コミュニティまちづくり活動支援事業補助金</p> <p><input type="checkbox"/>地域まちづくりサポーター制度 ・認定状況:87人(13部局)</p> <p><input type="checkbox"/>まちづくりアドバイザー設置事業 ・コミュニティプラン作成 3回 ・防災研修 1回</p> <p><input type="checkbox"/>地域コミュニティ人材養成事業 ・講演会 1回 参加者数105人 ・実践成果報告会 参加者数500人</p> <p><input type="checkbox"/>地域説明会・市政出前ふれあいトーク</p>

年度	内 容
19	<p>合併地区の3地区(浅野, 庵治, 塩江)において, コミュニティ組織が構築され, 40地区となる。</p> <p>補助金等一元化の第一ステップとして, 3補助金(ふれあい交流事業, 高齢者支え合い事業, 文化祭事業)を統合し, 地域の裁量による執行を可能とする「地域まちづくり交付金」を創設するとともに, 7事業については移行を前提に, 包括補助金とし, 各種団体とコミュニティで合意できれば各コミュニティ協議会への交付を可能とした。</p> <p>4/1~コミュニティセンターの管理運営を指定管理者制度に移行。</p> <p>6/12 高松市地域コミュニティ協議会連絡会において「まちづくり」の進め方ハンドブック作成。</p> <p><input type="checkbox"/>地域コミュニティ構築支援補助金 <input type="checkbox"/>地域コミュニティまちづくり活動支援事業補助金</p> <p><input type="checkbox"/>地域まちづくりサポーター制度 ・認定状況:96人(13部局)</p> <p><input type="checkbox"/>まちづくりアドバイザー設置事業 ・コミュニティプラン作成 3回 ・防災研修 1回</p> <p><input type="checkbox"/>地域コミュニティ人材養成事業 ・講演会 2回 参加者数75人 ・実践成果報告会 参加者数500人</p> <p><input type="checkbox"/>地域説明会・市政出前ふれあいトーク</p>
20	<p>合併地区の4地区(香南, 国分寺南部, 国分寺北部, 牟礼)において, コミュニティ組織が構築され, 44地区全ての構築が完了した。</p> <p>補助金等一元化の第二ステップとして, 新たに2補助金(自治会活動支援事業, 保健委員会運営支援事業)を統合するとともに6事業を選択制交付金とし, 各種団体とコミュニティ協議会が合意できれば, 「地域まちづくり交付金」として交付。</p> <p>旧高松市域において全地区コミュニティプランが作成されたことを踏まえ, 地域まちづくりサポーター制度を見直した。(新たに協働推進員制度を創設したことに伴い, 旧高松市域については地域協力員に移行, 合併地区については, まちづくりサポーター制度を継続し円滑な推進を図ることとした。)</p> <p>4/1~ 合併地区における初のコミュニティセンターに, 川東校区コミュニティ協議会を指定管理者として, 川東および東谷コミュニティセンターの管理運営を開始。</p> <p>9/27 むれコミュニティ協議会が構築され, 市内全域で44地区(校区)すべてのコミュニティ協議会が設立される。</p> <p>10/17 各地区コミュニティ協議会の連合組織として, 高松市地域コミュニティ協議会連絡会から, 高松市コミュニティ協議会連合会として, 名称変更・組織強化を図って新たに発足した。</p>

高松市地域コミュニティ構築に係る支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域コミュニティ組織に対し、補助金を交付することにより、地域内における各種団体等の連携・強化の促進を図り、本市の目指す自助・共助・公助の視点に立った地域みずからのまちづくりを推進することを目的とする。

(認定の申請)

第2条 地域コミュニティ組織を結成したときは、その代表者（以下「代表者」という。）は、地域コミュニティ組織認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより、その認定を求めることができる。

- 会則
- 総会の議事録の写し
- 加入団体および加入団体代表者名簿
- 役員名簿および企画部門の構成員名簿
- 組織図
- その他市長が必要と認める書類

(認定の基準)

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる認定基準に基づいてその内容を審査し、認定または不認定の決定をし、地域コミュニティ組織認定・不認定決定通知書（様式第2号）により代表者に通知するものとする。

- 地域コミュニティ組織が当該地域の相当数の住民に支持されていること。
- 住み良い地域社会の構築を目指し、地域における共通の課題の解決を図ることを目的に自主的かつ主体的に活動を行う組織であること。
- 地区（校区）連合自治会を中心に当該地域の各種団体等（企業および個人を含む。）を包含したもので、これらと地域コミュニティ組織との間に連携・協力関係が構築され、まちづくりの企画部門および実行組織である専門部会を設置していること。

(補助金の交付)

第4条 市長は、地域コミュニティ組織に対し、予算の範囲内で、一の年度につき20万円以内の額を補助金として交付することができる。

(補助対象事業および補助対象経費)

第5条 補助対象事業は、次に掲げる事業とする。

- 地域コミュニティ組織の運営に関する事業
- 地区コミュニティプランの策定に関する事業
- その他市長が必要と認める事業

2 補助対象経費は、前項各号の事業に係る会議費、研修費、事務費および印刷費とする。

(補助対象期間)

第6条 補助対象となる期間は、第3条の規定による認定を受けた日（以下この条において「認定日」という。）の属する年度およびその翌年度の2年間とする。

ただし、認定日が10月1日から翌年の3月31日までの場合は、補助対象となる期間を認定日の属する年度の翌年度および翌々年度の2年間とすることができる。

(補助金の交付申請)

第7条 地域コミュニティ組織認定決定通知書を受けた代表者は、補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の9月30日までに、市長に補助金の交付を申請することができる。

- 事業計画書（報告書）（様式第4号）
- 収支予算書（様式第5号）

2 前項の規定による申請は、一の年度につき1回とする。

(補助金の交付決定および交付時期)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第6号）により、代表者に通知するものとし、当該年度の10月31日までに補助金を交付しなければならない。

(留意事項)

第9条 代表者は、補助事業の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- 高松市地域コミュニティづくり推進本部が認定する地域まちづくりサポーターの活用に努めること。
- 市との情報交換および連携に努めること。

(実績報告)

第10条 補助金の交付を受けた代表者は、事業終了後速やかに、補助事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 収支決算書（様式第8号）
 - 事業計画書（報告書）（様式第4号）
 - 地区コミュニティプランまたはその策定に関する資料
 - その他市長が必要と認める書類
- （補助金の返還等）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた代表者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 補助金を他の用途に使用したとき。
- この要綱に違反したとき。
- 前3号に定めるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（高松市補助金等交付規則の適用）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付手続き等の必要な事項については、高松市補助金等交付規則（昭和54年高松市規則第12号）第6条、第7条、第9条、第10条および第12条の規定を適用する。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、改正後の高松市地域コミュニティ構築に係る支援事業補助金交付要綱の規定は、平成15年10月1日から適用する。

高松市コミュニティ協議会連合会規約

(名 称)

第1条 本会は、高松市コミュニティ協議会連合会（以下「連合会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連合会は、各地区（校区）コミュニティ協議会（以下「コミュニティ組織」という。）の連帯と協調の精神をはぐくみ、相互理解を通じて、地域コミュニティの発展ならびに高松市が目指す地域みずからのまちづくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連合会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) コミュニティ組織相互の連携強化
- (2) 地域コミュニティ活動にかかる情報収集・交換
- (3) 地域コミュニティ活動の調査・研究
- (4) 地域コミュニティに関する啓蒙・啓発、功労者の顕彰
- (5) その他連絡会の目的達成に必要な事業

(組 織)

第4条 連合会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) コミュニティ組織代表者
- (2) その他、連合会が必要と認めた者

(理 事)

第5条 連合会に理事を置く。

- 2 理事は、別表に掲げるコミュニティ・ブロック毎にコミュニティ組織代表者の中から推薦された者3名をもって充てる。
- 3 理事は、総会の付議事項、その他重要案件について審議する。

(役 員)

第6条 連合会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 5名以内
- (3) 監 事 2名
- (4) 事務局長 1名

(役員を選任)

第7条 役員は、理事会において理事の中から選出し、総会で承認を得るものとする。

2 副会長は、理事会において別表に定める各ブロックからそれぞれ1名を、理事の互選により選任する。

(役員を任務)

第8条 会長は、連合会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名するものが、その職務を代行する。

3 監事は、連合会の会計を監査し、総会において報告を行う。

4 事務局長は、会長と連絡調整し、連合会の事務を総轄する。

(役員を任期)

第9条 役員を任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じたときの後任者の任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後も後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。

(研究班)

第10条 連合会の事業を円滑に推進するため、研究班を置くことができる。

(会議)

第11条 連合会の会議は、総会、全体会、理事会、役員会とし、会長が招集する。

2 総会および全体会の議長は、出席会員の中から会長が指名する。

3 その他の会議(理事会および役員会)の議長は、会長が当たるものとする。

4 会議は、その構成員の過半数の出席で議事を開き、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(会計)

第12条 連合会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

2 会費は、別途定める。

3 連合会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 連合会の事務局は、別に定める所に置く。

(その他)

第14条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議し決定する。

付 則

この規約は、平成18年5月29日より実施する。

付 則

この規約は、平成19年6月13日より実施する。

付 則

この規約は、平成20年5月8日より実施する。

付 則

この規約は、平成20年10月17日より実施する。

別表第1（第5条関係）

東ブロック	西ブロック	南ブロック	北ブロック	中央ブロック
木 太	弦 打	三 谷	松 島	鶴 尾
屋 島	鬼 無	仏生山	花 園	太 田
古高松	香 西	多 肥	築 地	太田南
前 田	下笠居	川 島	新塩屋町	一 宮
川 添	国分寺北部	十 河	四番丁	川 岡
林	国分寺南部	東植田	二番丁	円 座
牟 礼		植 田	日 新	檀 紙
庵 治		塩 江	亀 阜	
		大 野	栗 林	
		浅 野	女 木	
		川 東	男 木	
		香 南		

○高松市連合自治会連絡協議会規約

昭和53年 7月 1日全部改正

昭和53年12月 1日一部改正

昭和60年 4月23日一部改正

昭和63年 4月19日一部改正

平成12年 4月25日一部改正

平成14年 4月22日一部改正

平成16年 3月25日一部改正

平成18年 4月27日一部改正

平成20年 5月 8日一部改正

平成20年 8月19日一部改正

高松市連合自治会連絡協議会規約（昭和37年1月制定）の全部を改正する。

（名称および組織）

第1条 この会は、高松市連合自治会連絡協議会（以下「協議会」という。）と称し、各小学校区（地区）連合自治会長（以下「会員」という。）をもって組織する。

（目的）

第2条 協議会は、各小学校区（地区）連合自治会と連絡を密にし、自治会活動の指導育成に努め、市民の福祉増進と市政の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 各小学校区（地区）連合自治会相互の連絡に関する事。
- 自治会活動の総括的企画に関する事。
- 自治会活動功労者の顕彰に関する事。
- 市およびその他の関係諸団体との連絡協調に関する事。
- その他協議会の目的を達成するために必要な事。

（役員）

第4条 協議会に次の役員をおく。

- 会 長 1名
- 副会長 5名以内
- 理 事 9名以内
- 会 計 1名
- 監 事 2名

（役員を選任）

第5条 役員は、別表に定める各ブロックから、定数の範囲内で会員の互選により選任する。

2 会長は、役員の互選により選任する。

- 3 副会長は、別表に定める各ブロックからそれぞれ1名を、役員相互により選任する。
- 4 会長、副会長を除く役員は会長の指名により、総会または全体会の承認を得て選任する。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故または欠けたときは、会長のあらかじめ指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 理事は、協議会業務の運営に関する事項を協議する。また、会長は、理事のうちから専務理事1名を指名するものとし、専務理事は、協議会の事務局長を兼務する。
- 4 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- 5 監事は、協議会の事業および会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまで引続き、その職務を行う。

(顧問)

第7条の2 協議会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、会長が必要と認めるとき、総会または全体会の承認を得て選任する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、総会、全体会議および役員会とし、会長が招集する。

- 2 会議は、会員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会、全体会議)

第9条 総会は、毎年1回これを開き、全体会議は会長が必要と認めた場合に開催し、次の事項を議決する。

- 事業計画および事業報告に関する事。
- 予算の決定および決算の承認に関する事。
- 規約の改正に関する事。
- その他協議会の運営に関する事。

- 2 総会および全体会議の議長は、出席会員の中から選任する。

(役員会)

第10条 役員会は、会長が必要と認めた場合に開催し、その事項を審議する。

- 総会および全体会議に付議する事項。
- 事業の運営に関する事項。
- その他、会長が特に必要と認める事項。

- 2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(部会)

第11条 協議会は、次に規定する事業の審議事項の調査研究を行うため、部会を設ける。

総務部会 協議会の運営に関すること
活動部会 自治会活動の推進、功労者の顕彰、研修・交流に関すること
地域部会 地域におけるまちづくりに関すること

- 2 部会は、会長を除く会員で構成し、各部会15名以内とする。
- 3 部会員は、別表に定める各ブロックから、定数の範囲内で会員の互選により選任する。ただし、部会に属すべき役員は、会長が指名する。
- 4 部会員の任期は、2年とする。
- 5 部会に部会長および副部会長をおく。
- 6 部会長は、理事の中から会長が指名し、副部会長は、部会長が指名する。
- 7 部会長は部会を招集し、部会における経過と結果を会長に報告する。

第11条の2 会長は、第11条に定めた部会のほか、緊急に調査研究を必要とする事業が生じたときは、臨時に部会を設けることができる。

- 2 部会員は、会長が指名する。

(事務局)

第12条 協議会の事務局を高松市地域政策課内におく。

- 2 事務局に次の職員をおき、会長が委嘱する。

事務局長 1名
事務局次長 2名以内
職員 若干名

- 3 事務局長は会長の命をうけ、協議会の事務を処理する。

(経費)

第13条 協議会の経費は、会費、補助金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終る。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は、会長が役員会にはかつて定める。

附 則

この規約は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和53年12月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和60年4月23日から施行し、昭和59年4月17日から適用する。

附 則

この規約は、昭和63年4月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成12年4月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年4月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年3月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年5月8日から施行する。

附 則

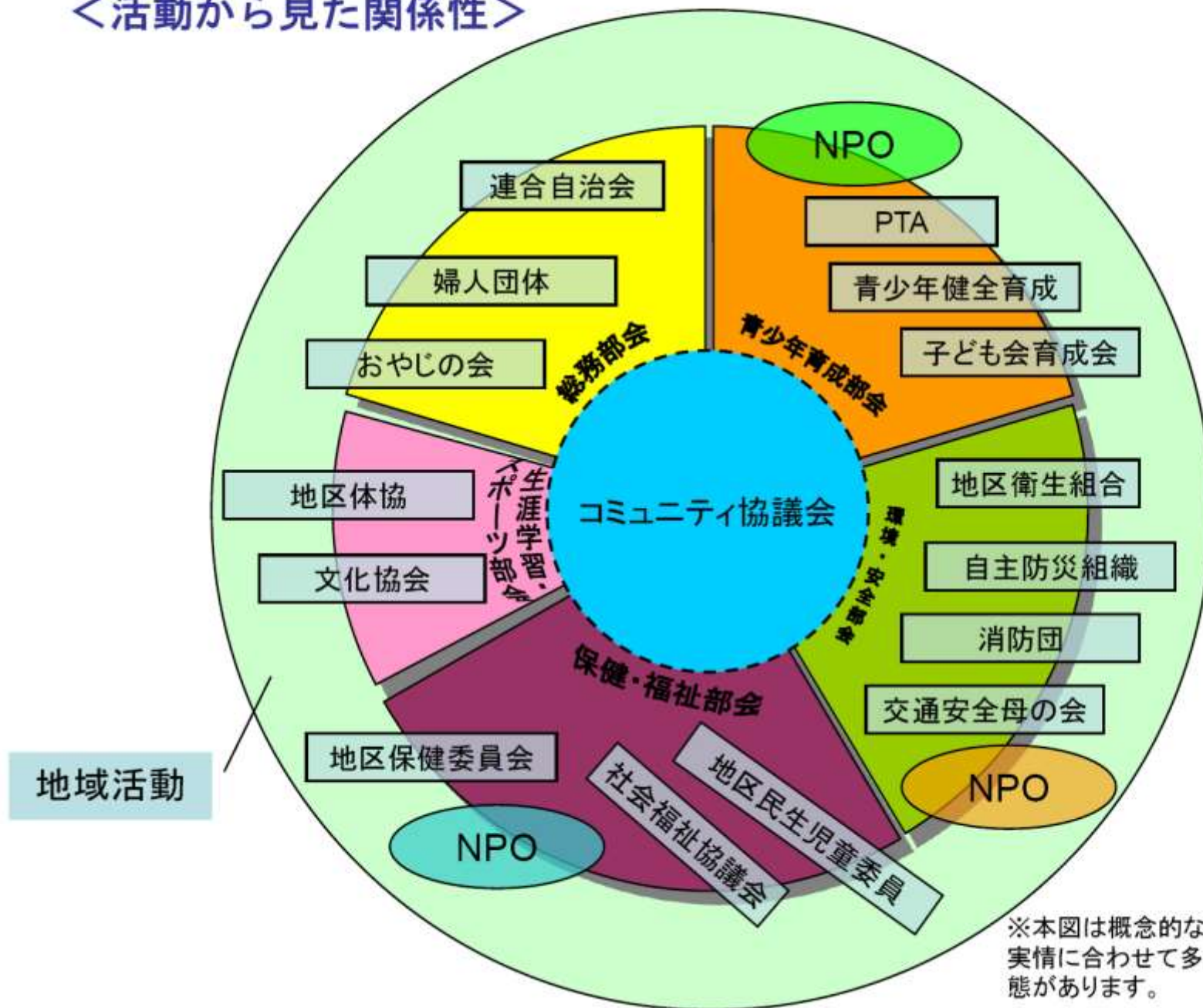
この規約は、平成20年8月19日から施行する。

別表（第5条、第11条関係）

ブロック名	地区（校区）名	役員選任 定 数	部会員選任定数 （役員除く）		
			総務	厚生 福祉	交通安 全対策
北ブロック	松島，花園，築地，新塩屋町，四番 丁，二番丁，日新，亀阜，栗林，女 木，男木	3名 以内	3名 以内	3名 以内	2名 以内
中央ブロック	鶴尾，太田，太田南，一宮，川岡， 円座，檀紙	3名 以内	1名 以内	1名 以内	2名 以内
東ブロック	木太，屋島，古高松，前田，川添， 林，牟礼，庵治	3名 以内	1名 以内	2名 以内	2名 以内
南ブロック	三溪，仏生山，多肥，川島，十河， 東植田，植田，安原， 塩江，上西，大野，浅野， 川東，香南	4名 以内	4名 以内	3名 以内	3名 以内
西ブロック	弦打，鬼無，香西，下笠居，国分寺 北部，国分寺南部	3名 以内	1名 以内	1名 以内	1名 以内
合計		16名 以内	10名 以内	10名 以内	10名 以内

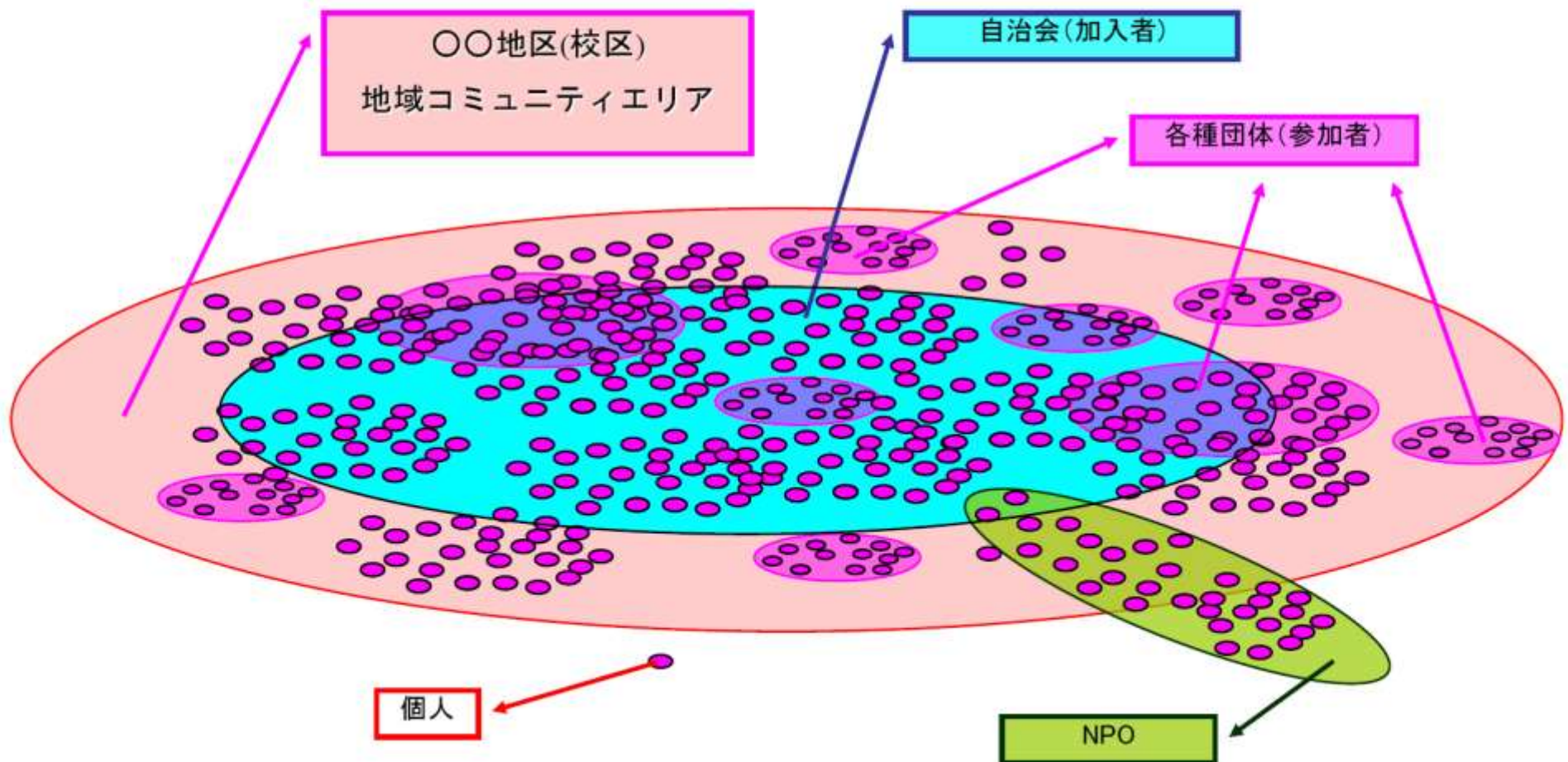
■地域コミュニティと既存団体との関係 1

＜活動から見た関係性＞



■ 地域コミュニティと既存団体との関係 2

＜ヒト（個人）から見た関係性＞



平成20年度 高松市地域コミュニティ支援事業

1 地域まちづくり交付金

地域コミュニティ組織等が主体的に行うまちづくり活動を支援し、住民自治および市民と行政との協働による地域みずからのまちづくりを推進するため、地域コミュニティ組織等に交付する。

2 地域コミュニティ構築支援補助金

地域内における各種団体等の連携・強化の促進を図り、自助・共助・公助の視点に立った地域みずからのまちづくりを推進するため、地域コミュニティ組織に対し、補助金を交付する。

3 地域コミュニティまちづくり活動支援補助金

地域コミュニティ構築支援補助金の交付を受け、コミュニティプランを作成した地域コミュニティ組織に対し、地域コミュニティ活動の推進を目的に、補助金を交付する。

4 安全安心活動基盤整備事業補助金

地域コミュニティ協議会に対し、地域での安全・安心活動を活発にするため助成する。

5 地域まちづくりサポーター制度(合併町地区)

公募により、地域まちづくりサポーターとして認定された行政職員が、自らのノウハウを生かし情報提供、関係課との連絡調整等を行い、合併町地区における地域コミュニティ組織の結成やコミュニティプラン策定作業等の支援を行う。

6 まちづくりアドバイザー設置事業

地域コミュニティ構築支援対象団体に対して、コミュニティプラン策定等まちづくり活動の進め方、問題点等の解決策等を専門家によりアドバイスする。

7 地域コミュニティ人材養成事業

地域コミュニティの役割、必要性、活動方法等を理解し、その成果を地域で実践し、まちづくりに取り組むリーダー的人材を養成する。

8 市政出前ふれあいトークの活用

地域のグループの会合へ、市の管理職員等が出向き、市の施策や事業などを説明するとともに、地域の人々から出された意見・提言等も市政に反映する。

■ コミュニティセンターとは

■ コミュニティセンター化(平成18年4月)

地区公民館 ⇒ **コミュニティセンター**
 教育委員会 社会教育課 市民政策部 地域振興課
 生涯学習の拠点 コミュニティ活動の拠点

H19年度から※指定管理者制度に移行

■ 機能

- ・まちづくり活動
- ・ふれあい交流
- ・生涯学習
- ・地域情報収集・発信
- ・市との連絡窓口

- 旧市地区: 35地区(校区)には41館のコミュニティセンター
- 合併地区は, これからコミュニティ組織構築に併せて, 順次
 コミセン化を図っていく予定。

川東校区 H20から川東・東谷公民館をコミュニティセンターに移行。

■ 管理運営

地域による自主運営・自主管理
 体制: 地域が公募により雇用した

常勤職員2名(センター長・主任) + 非常勤職員数名

高松市地域コミュニティ協議会情報

コミねっと高松

平成19年12月にオープンしました。お気軽にご利用ください。



024803

ホーム

コミ協一覧

ログイン



画像サイズや色の変更・ルビ振り
音声読み上げができます

初めての方へ

- ▶ このサイトについて
- ▶ お使いになる前に
- ▶ よくあるご質問
- ▶ 会員ID・パスワードを忘れた方
- ▶ お問い合わせ

ボランティア・講座等に応募するには



初めてボランティア・講座等に応募する方は会員登録が必要です。

運営者からのお知らせ

「コミねっと高松」によるこそ

一覧表示

▶ コミ協オリジナルHP一覧

▶ コミュニティセンター一覧

高松市公式ホームページ
Takamatsu City Official Website **もっと高松**

高松市地域SNS
なんがでっきょんな

お役立ちリンク集

コミ協・活動紹介 地域コミュニティ協議会の活動事例を紹介します。



古高松地区コミュニティ協議会

1月20日(火)高松源平ライオンスクラブ様より15周年記念事業として半自動体外式除細動器(AED)...



新塩屋町校区コミュニティ協議会

1月10日(土)第5回新春塩っ子まつりが新塩屋町小学校の運動場、体育館、中庭などで開催されました。...



下笠居地区コミュニティ協議会

平成21年1月11日、高松市生島町の香川県総合運動公園多目的広場にて、下笠居体育協会主催の下笠居地区健...



下笠居地区コミュニティ協議会

元旦恒例の「横立山から初日の出を見よう!」には45名の参加がありました。当日は予定どおり7時10分過ぎ...



花園地区コミュニティ協議会

新春を寿ぎ地域住民の親睦、交流と健康に対する意識付けを目的にお茶会と健康フェアを開催しました。...



栗林校区コミュニティ協議会

栗林スポーツクラブが、「紫雲山から臨む初日の出を見に行こう!」という会を開催しました。元旦の早朝5時...

コミ協一覧

活動一覧

新着情報

全件表示

カレンダー表示

お知らせ 下笠居コミュニティだより第38号(h21.2月1日号) **NEW** 下笠居地区

イベント 針供養(伝統文化) 2月8日(日) **NEW** 香西地区

イベント 第2回地域ふれあい交流事業 パート2(古典(雅楽)を楽しもう) 2月1日(日) **NEW** 庵治地区

お知らせ 廃食用油回収のお知らせ **NEW** 香西地区

イベント 「かきフォーラム2009」 2月7日(土) **NEW** むれ

講座 気を取り入れる食事学 1月23日(金)～1月30日(金) 新塩屋町校区

お知らせ おーい!栗林 1月号 栗林校区

お知らせ 円座コミュニティだより(平成21年1月1日号) 円座校区

お知らせ コミュニティセンター対策会議が開始 むれ

お知らせ 多肥コミセンだより1月号発刊 多肥地区

イベント情報をさがす

ボランティア募集をさがす

講座情報をさがす

お知らせをさがす

▲このページの上部へ

第19回 健康ふれあいマラソン大会が開催されました



平成21年1月11日、高松市生島町の香川県総合運動公園多目的広場にて、下笠居体育協会主催の下笠居地区健康ふれあいマラソン大会が開催されました。

この日は朝から強い風が吹き、時折雪がちらつく寒い日でしたが、親子参加の3歳児から45歳の方まで、101名が参加。寒さに震える応援団を尻目に、全員、元気に完走しました。

また、今年の大会にはサッカーの「カマタマーレ讃岐」からコーチ兼選手の下家さんと事務局の池端さんが参加。両コースをこども達と一緒に快走しました。

子ども達や応援団のお母さん方は、思いがけないカマタマーレの参加に大喜び。声援にも熱が入り、大会は大いに盛り上がりました。

そして、表彰式では、体育協会からの賞状と賞品のほかに、カマタマーレから各部門の優勝者にカマタマーレのストラップが贈られました。



1kmコース
「さあ、走るよ。」



1kmコーススタート
「わーい、走るぞー！」
こども達は、いきなりダッシュ！
大人は付いていけません…。



3kmコース
「カマタマーレには負けんぞー！」
中学生もダッシュでスタート。



3kmコース
カマタマーレの下家さん。
こども達を率いて、余裕の走り。
「やっぱり、速いね〜！」
「みんな、がんばれー！」



3kmコース
金メダリストは、高校生。
昨年に引き続き、一般の部で2連勝です。
タイム更新はできたかな？



2位は、中学生。がんばりました。
「ところで、下家さんは？」
一般の部で2位。総合では6位。ちょっと油断したかな。

[前のページへ戻る](#)